

平成24年度第3回練馬区文化財審議会 会議録

- 開催日時  
平成24年11月19日（月）午後2時～4時
- 開催場所  
練馬区役所本庁舎5階庁議室
- 出席者  
出席委員 5名
- 会長他 4名  
区側出席者5名  
文化・生涯学習課長、その他職員4名
- 議事  
審議事項 平成24年度指定・登録文化財の答申案について  
その他
- 公開の可否  
原則公開(傍聴人：0人)
- 配布資料  
資料1 平成24年度練馬区保護審議会指定・登録文化財答申案  
資料2 答申案参考資料
- 事務局  
練馬区地域文化部文化・生涯学習課伝統文化係  
電話 5984-2442

---

<会長>

平成24年度第3回審議会の開催を開催いたします。

議事に入る前に事務局からの連絡があります。

<事務局>

本日の資料は「答申案」「参考資料」「練馬区文化財登録・指定基準」になります。

以上4点につきましては委員の皆様事前に送っております。

<会長>

それでは議事に入ります。

審議事項といたしまして、平成24年度指定・登録文化財の答申文を検討したいと思います。それでは事務局お願いいたします。

<課長>

それでは答申文案につきまして、各担当より説明させていただきます。

<事務局>

1 文化財を指定することについて

(1 「小竹遺跡出土の大珠」の説明)

審議会結果：「基準」第2の1(5)該当により、指定に値する。

<会長>

この指定についてご意見・質問がありましたらお願いします。

<事務局>

前回の諮問のなかで大珠の用途でどうして墓が濃厚であるかどうかというご質問がありましたので、北海道と九州の事例を追加資料でお出ししました。

楕円形の穴の中に人骨が埋葬され胸の部分もしくは、頭部の付近に大珠が副葬されていました。下のほうは製作工程ということで大珠の穿孔について質問がございましたので、未成品についてここに図を掲げさせていただきました。

具体的にどういう工具で穴を開けたか発掘事例はありませんが、孔の開け方は、管状の工具を回転させて開けていたので、へそ状の製作途中のものがあります。製作技術の参考例として挙げさせていただきました。

<会長>

ありがとうございました。

なにかございますか。

<課長>

文中の「階層・交易等」に関わるということですが、階層・交易という言葉を使って大丈夫なのでしょうか。

<事務局>

すべての墓坑に大珠が副装されているとは考えられず、一か所だけみられることから、何らかの身分の違いがある、それを階層と言っているかどうか。糸魚川産の翡翠がこの練馬の地にあるということからモノの交換や、交易が背景にあるのではないということから、「交易」という言葉を使わせていただきました。

<会長>

どういう階層があるのでしょうか。

<事務局>

具体的には、なかなか難しいところですが、こういった大珠が出るのは、環状集落や中期の大形の集落遺跡に出土するケースが多く、中で一つや二つぐらいしか出土しないことからすべて平等でなく特別な人の副葬品である、と考えられます。どういう特別の人なのか、というと難しいところです。

<委員>

交易はわかるのですが、階層と言ってしまうのでしょうか。

階層性ぐらいにしておくとか、「何らかの階層」というと、複雑になってきます。

<会長>

普通どのようにいうのでしょうか。

<事務局>

結構このように使っている研究者もいます。

<会長>

考古学的な言い方ではないのですね。

<事務局>

使っている研究者もいますが、練馬区の答申文としてふさわしいかどうかは審議をしていただきたいです。

<課長>

縄文時代の階層性は、15～6年から20年ぐらい前から研究者の間で言われており、いわゆる弥生時代の階層性と同じような階層社会が生じているという研究者がいらっしゃるんですが、翡翠の大珠1点をもって、階層というところまで踏み込んでいいのかは、明らかになっていません。一般的な議論として、どういう階層が縄文時代に生じているのかは、研究者によってさまざまという感覚があり、これ一点で階層って言うていいのかという気がします。

<事務局>

大珠は、墓坑からでてるのが少なく、東京の場合、9割ぐらい住居跡から出土しており、そういった意味からでも希少性が高いです。こういった玉類は前期からありますが、それが、中期には大珠が多く見られます。

<会長>

庶民が使うわけではなく、階層ではあるんでしょうけれど、その上のなかで階層の順番があるわけだから、どのくらいの階層になるかは、説明できないといけません。

<事務局>

そうですね。

<会長>

階層って言葉を今まで使っている前例がありますか。

<事務局>

研究のなかではあります。

<委員>

ぼかす意味で 何らかの「階層性」とか言ったほうがいいのではないのでしょうか。

<事務局>

縄文時代の何らかの「階層性」、「交易等に関わる」ということでしょうか。

<課長>

たぶん縄文時代が階層社会ですよ、と言った瞬間に大きく教科書から、踏み出していることとなるかと思います。

また、翡翠製はいいですよ。と言っているが、翡翠製以外にどんな玉があるかとなると地元産の滑石や、メノウがあります。所有するものによって階層があるんですよ、とイコールに結びつけられるかどうかの話です。

交易という文言も縄文時代の交易って言いきるかどうか、の議論もあり、難しい。

<会長>

三種の神器みたいなものであれば、階層なのでしょうけれども、環境、周辺の状況から見て、決して低くはないだろうと言えますね。

階層となると定義が曖昧ではないですか。

<事務局>

実際調べてみて、いい言葉がなく、悩みました。

<会長>

区民が読んでわからないと、困りますよね。

このままにして、いい言葉が、見つかったら この次までをお願いします。

他になにかありますか。

<委員>

大珠そのものに目を当てますと、翡翠は上質な翡翠で、翡翠製も唯一であることが書かれています。他に何か評価すべき点があれば付け加えたいと考えますので、ご検討お願いいたします。

<事務局>

翡翠そのものは良質ですが、石の特徴として、ここにも書いたように、青が強い（緑が強い）です。

諮問時の大珠の写真にありますように、一般的には乳白色の翡翠がほとんどですが、この小竹遺跡のものについては乳白色の部分がほとんどなく、緑が強い、すごく特徴的な石質であるので、説明させていただきました。

もう一つは、定角式磨製石斧は考古学的用語で、斧の形で珍しいものです。

この辺では、大珠は東久留米に孔が一つあるものがあります。小竹遺跡のような形で二つ穴が開いているというのは珍しいです。形と石材、翡翠自体は良質であるという2点は特徴的な部分です。

<委員>

もっと明確、自慢を持って書いたほうが良いです。

<事務局>

最後に加えますか。

<委員>

言葉はよくわかりませんが、確かに翡翠の良質な石材と書かれています。せっかくですから、これは素晴らしいものだと強調してください。

<会長>

良質とはなぜ良質なのですか。

良質という言葉は、主観的な言葉でそれは前にかかってくるので、縞状になっているから良質である、濃い緑色だから良質である、ということですか。

<事務局>

確かに全体的に濃い緑色とやや薄い緑色である。主観的ですね。

<課長>

希少価値・ダイヤモンドと一緒に、例えばダイヤモンドのクラスがありますが、それと同じように、緑が濃い部分って非常に少ないです。

<会長>

それを良質って言うていいのでしょうか。

<事務局>

希少です。希少という意味ですよ。

<会長>

現代の感覚で良質だと思っているのでしょうか。その当時の人がそう思っているのでしょうか。

<課長>

国の文化財に指定されている大珠と練馬区の見れば、練馬区の方が良質だと思います。

<事務局>

国の重要文化財のものは乳白色のものです。

<課長>

今の価値観です。

<事務局>

弥生時代になると緑のものを選んで使って作っています。

<会長>

糸魚川あたりに遺跡がありましたよね。遺跡のあたりから出てくるのはかなり緑色が濃いですね。

<事務局>

いろいろです。乳白色のものも結構多いです。

弥生になると完成品で出回っているのは、緑が多い。緑の部分を選んで使っていて。時代の特徴があります。縄文の前になると乳白色のものを使っています。また、それが上質かどうかとなると、先生のおしゃるとおりかもしれません。

<会長>

使い道が違うことはないのでしょうか。翡翠は、石灰岩と花崗岩が接触変性を起こしてそこで出来上がるから、堅いですよね。堅さについては関係ありませんが、色がな

ぜ変わるかという、石灰岩質が多ければ白っぽくなるので、石屋さんからすると、良質とはなかなか言いにくいのではないのでしょうか。

<事務局>

見た目が緻密に見えるというのでしょうか。

<会長>

オニキスってあるでしょう、ヨーロッパでは、茶色っぽいのが良質なんですよ。日本に来ると緑っぽいのが良質になる。

<事務局>

「良質な」を取りましようか。

<事務局>

乳白色の部分が少ない石材。

本例は濃い緑色とやや薄い緑色が縞状にみられ、翡翠特有の乳白色の部分が少ない石材です。

<会長>

趣旨はそういうことでいい案がありましたら次回までをお願いします。

<事務局>

もう少し検討させていただきます。希少価値をもう少し出します。

<会長>

これは指定です。登録とは違いますから。

<事務局>

次回までに考えておきます。

<会長>

他によろしいでしょうか

<委員>

下から8行目、「出土した 11 号土坑は～楕円形である」の部分では大珠の話が続いていますが、ここだけ急に土坑の説明にとんで、また大珠の説明に戻っています。聞いていると何の部分か、混乱してくるので、この部分をどこかに移していただきなり、接続詞を前後つけていただきなりしていただいて、土坑の問題と大珠の問題と内容が混同することがない文面にご検討していただきたいです。

<事務局>

土坑を、なぜここで説明したかといいますと、お墓の形態、そこに伴う大珠の副葬品としての位置ということで、説明しています。

<委員>

唐突な感じがあります。ここまで詳しく大珠の説明があつて、急に話題が変わっていく、また副葬品というところでまた、大珠そのもの問題になっていくことから、ここだけ浮いてしまう印象が否めないなので、ご検討いただければと思います。

<事務局>

「出土したから、副葬品」の後に入れ替えますか。

<課長>

大珠が副葬品と考えられるんでしょう。

<事務局>

そうです。

<委員>

「出土した」の前に「大珠が」と入れたらどうですか。

<事務局>

そうすると、文章は「11号土坑から」削除する。

<課長>

委員が言われたように、「大珠が出土した」、で、次の大珠は、「一般的大珠」でいいのですか。

<事務局>

そうです。

<事務局>

では、もう一回確認させていただきます。「大珠が出土した 11号土坑は…楕円形である。縄文時代の遺跡で、…と考えられる。」でいいですか。

<会長>

それを前の4行目の「出土した」の後につないで、長さの前に「この大珠は」とすれば、次は大珠の話になってくる。

<事務局>

4行目の「土器とともに出土した」の後に、「大珠が出土した」ときて、「長さ」がきて、最後は「縄文時代の遺跡で」、でよろしいでしょうか。

<会長>

順番として、環境の話があって、そこで何かが出たけれど、それはどのような意味合いを持っているかの流れのほうがよろしいでしょう。

<事務局>

はい、わかりました。

<会長>

よろしいでしょうか。他に何かありますか。

またあとで何か気が付いたことがありましたらお願いします。

では、登録のほうに行きます。

<事務局>

2 文化財を登録することについて

(1「正親町天皇綸旨」の説明)

審議結果：「基準」第1の1(4)イ該当により登録に値する。

<会長>

ご意見はありますか。

<委員>

廣徳寺の開山で、早雲寺の創建は永禄11年でいいんですか。

<事務局>

早雲寺5世になったのが永禄11年で、廣徳寺がいつ創建されたかは厳密にはよくわかっていません。早雲寺5世になった後であるとは思いますが。

<委員>

この文書をもって大徳寺に移ったことになるわけですね。

<事務局>

はい。この文書をもって大徳寺の住職に任じられはしますが、本人は大徳寺には実際には入っていません。形式的な住持職になったといたしますか、当時大徳寺の住職は毎年のように任命されています。

<委員>

この論旨を明叟がもらったのであれば、本来なら廣徳寺になければならないものです。本人が持っていなければならぬものを大徳寺に取り上げられたのでしょうか。

<事務局>

文書の伝来の経緯ははっきりしません。明叟の弟子に次の文化財案件に見える龍室という弟子がありますが、さらにその弟子日新宗益が、廣徳寺を末寺におく大徳寺の塔頭龍泉庵を再興しますので、その系統の者に引き継がれて伝わったかもしれません。

<会長>

他に何かありますか。

問題なければ次に移ります。

<事務局>

(2「明叟宗普道号頌」の説明)

審議結果：「基準」第1の1(4)イ該当により登録に値する。

<会長>

これで廣徳寺の歴史がわかるのですか。

<事務局>

廣徳寺開山のことがわかります。

<委員>

この手のものを、登録するのは初めてですよ。年号が古いのが決め手でしょうか。

<事務局>

時代が古いものという点もありますが、一番の理由は廣徳寺にゆかりがあるということです。昭和初期から段階的にこちらに移ってきており、今後も練馬に根付いていく

であろうとおもわれます。

<会長>

他にありますか。

<委員>

答申文の最後の部分は、「歴史に関わる」でなく、「歴史を伝える」で、いいのですか。

<委員>

「歴史に関わる」のほうがいいですね。

<事務局>

では、「廣徳寺の歴史に関わるだけでなく」の表現にかえます。

<会長>

次に行きます。

<事務局>

(3「明叟宗普書状」の説明)

審議結果：「基準」第1の1(4)イ該当により登録に値する。

<委員>

読みはともかくとして、内容は何が書いてあるのですが。

<事務局>

当事者でないとわからない内容なのですが簡単に書き加えることにしたいと思います。

<会長>

この時代に納豆はあったのですか。

<事務局>

はい。しかし、ここでいう納豆は今の糸をひく納豆とは違い、大徳寺納豆のように塩水に漬け熟成させて、乾燥させた、塩辛い納豆のことです。

<会長>

よろしいですか。

それでは、またあとで気が付いたらお願いいたします。

<事務局>

(4「妙福寺の駕籠」の説明)

審議結果：「基準」第1の1(6)ア該当により、登録に値する。

資料がございます。資料2ですが、全国で寺院所有の駕籠について、指定文化財になっているものの一覧です。すべてではないですが、参考にしてください。

<会長>

美術の先生に調査依頼したのですか。

<事務局>

副島先生に調査委託して、調べていただいたものです。

副島先生の報告書を基に文案を作成しました。

<課長>

屋根の説明ですが、「屋根中央部が上方に開く」とありますが、屋根の中央部とはなんですか。

<事務局>

乗り降りするところですね。

<会長>

ぱつたんと持ち上げるのでしょうか。

<事務局>

資料の写真を見ると、屋根中央部と言えるのでしょうか。

<委員>

屋根中央部はこの辺です。

写真を見ますと、片側だけです。厳密にいうと中央部といえるのかどうか、その辺アバウトでいいのかどうなのかわかりません。

<事務局>

では、屋根の説明部分について検討いたします。

<会長>

よろしいですか。

<委員>

「日恵に修理された」のですか。それとも日恵の代なのか、もしくは日恵によってなののでしょうか。

<事務局>

日恵によって修理された、ですね。

<会長>

「日恵により」、とか「日恵によって」とかにすればどうですか。そこを少し検討していただいて、次に行きます。

<事務局>

(5 「石神井火車站之碑」の説明)

審議結果：「基準」第1の1(6)ア該当により登録に値する。

以前名称につきまして、「石神井火車站碑」としていたのですが、

前回の視察時でも確認しましたとおり、明らかに、「止」と読んだ字は誤りで、「之」と確認されましたので、馴染みのある「石神井火車站之碑」と名称を変えています。

資料3から4ページに写真と地図を挙げてありますが、石神井公園ふるさと文化館所蔵の写真に石神井火車站之碑が写っており、拡大したものが右にあります。これを見ますと、台座の周りに、溶岩とみられる石が積んで塚状になっているのが、確認されたことから、今回この文章を加えてみました。場所につきましては、ほぼ移動してい

ません。4ページをみますと、上の写真は昭和22年の航空写真ですが、矢印は3ページの子どもを撮った方向です。

昭和22年の航空写真を見る限り、視察の時にお話にあった銀杏の木はなかったのではないかと思います。少なくとも、これを見る限り、この石碑を建てたころには、銀杏の木はなかったことはあきらかだと思われま

<会長>

いかがでしょうか。

「富士山の溶岩石」って、ありますが、これは富士山の溶岩石なのですか。

玄武岩であることはまちがいありません。この近くだと富士山だとは思いますが。

<委員>

浅間山もありますよ。

<会長>

浅間のほうが近いですか。ただ浅間の溶岩はもう少しやわらかいような気がします。

「溶岩石」って言い方は、特別な言い方なのですか。普通、溶岩です。溶岩が石なのですね。

<事務局>

固まった状態のものも溶岩でよろしいんですね。では「溶岩石」の「石」を削ります。

<会長>

富士山の溶岩と言われているのですか。

<事務局>

特に、言い伝えがあるわけではありません。

<会長>

まあ、価値には関係ない話ですね。

<事務局>

では、「富士山の」につきましても削除いたします。

<会長>

よろしいでしょうか。よろしかったら、次にいきます。

<事務局>

(6「本覚寺の版木類」の説明)

審議結果：「基準」第1の3(1)才該当により登録に値する。

<会長>

版木で刷ったものがあつたのですか。

<事務局>

はい。縁起については本覚寺で実際刷ったものがありまして、いただいたものをコピーして、載せています。

<委員>

「版木類」って「類」を付けたのは、版木以外ものを含めてでしょうか。30点みんな版木です。

<事務局>

「版木」は、刷るものですが、何点かは押すタイプのものもありましたので、単純に版木とは言えないのではないかとということで、「類」を付けました。

<委員>

意味を含んでいるとすれば、一覧には全部、版木、版木、版木、と書いておいて、合計30点となると、類の部分は何なのですか。

<事務局>

ご指摘の通りです。押すタイプも版木でいいということであれば、「類」を取ります。

<会長>

版木の定義はあるのですか。

<事務局>

押すタイプの木製のハンコというのも、広い意味では版木になると思うのですが版木の定義がはっきりしません。

<課長>

版木というのは刷るもの、基本的に刷るものなものでしょ。押すものは、持ち手がついていますね。

<事務局>

しっかりとした持ち手はなくても細長く、厚みのあるものは押していたと考えられますが、そういったものが何点かあります。

<課長>

版木の定義を調べて、押すものも、版木と呼ぶなら、版木「類」の「類」を取ればいいのでしょうか。

<事務局>

はい。もう一度よく調べてみます。

<委員>

ちょっと教えてほしいのですが、石神井火車站之碑の「台石の周り」の文で台石(だいせき)って普通に使うんですか。

建築の場合は、礎石とか使うのですが、石碑を乗せる石だとは、わかりますが詳しくわからないので、教えてください。

<事務局>

今までの石造物を指定・登録した際の答申文で使っていたものを踏襲しています。

<課長>

台石(だいいし)と読むのではないか。

<委員>

こういうもので使われているのなら、台石（だいいし）でけっこうです。

<委員>

台石（だいいし）は石造物に多いです。

<課長>

塔とか建造物を表すものは基壇ですが、石造物は、普通は台石（だいいし）です。

<委員>

わかりました。ありがとうございました。

<会長>

よろしいですか。他に何かありますか。

明叟宗普書状のところですが、昔もお医者さんの事を、「医師」っていったのですか。

<事務局>

『戦国人名辞典』で掲載される田村長伝の項で「医師」とあり、そのまま記してしまいましたが。

<委員>

江戸時代にはあるけれど、戦国時代にはどうでしょうか。

<委員>

有名なご用医とか、お抱え医師の例がいくつかあります。

<事務局>

ご用医とか、医者「医」は使っていますが、医師と読んでいるかどうか。

<会長>

医者ですか。

<委員>

医者でもないですね。

<委員>

御典医とか。

<委員>

幕府の役職の名前です。これは調べればすぐにわかります。

<事務局>

調べてみます。当時の言葉で書いたほうが、よろしいですか。

現代の一般的な総称がよろしいでしょうか。

<課長>

当時の言葉でも調べて医者だと一般の人が、わかることが、重要（大切）です。

<事務局>

はい。調べてみます。

<会長>

医者は、確かだったわけですからね。

他にないでしょうか。

最後に答申文まで間に合うように、気が付いたことがあったらで事務局に連絡でよろしいですか。最後の答申文はいつでしたか。

<課長>

12月26日です。

<会長>

本日の審議は、以上になります。事務局から何かありますか。

<課長>

活発なご指摘、ご意見をありがとうございます。

今日、いただいたご意見をまとめまして、答申前に郵送し、ご確認いただいて何かあれば、これに修正を加える形にさせていただきたいと思います。

次回、答申ということになります。

12月26日(水)午後2時より本庁舎19階1902会議室で答申をさせていただきます。

本日はありがとうございました。

<会長>

ありがとうございました。